

第6章 第3期特定健康診査等の実施方法

1 特定健康診査の実施方法

(1) 実施場所・実施時期

■特定健康診査の実施場所・実施時期

実施形態	実施場所	実施時期
個別健診	朝霞地区医師会に加入している実施可能な医療機関	7月から12月末
集団健診	健康増進センターなど	9月から翌年1月

(2) 実施項目

■特定健康診査の実施項目

区分	項目内容	特定健康診査 基準項目	志木市国民健康保険 特定健康診査 実施項目	
基本的な 健診項目	問診	既往歴の調査	○	
	理化学的検査	身体診察	○	
	身体検査	身長	○	
		体重	○	
		BMI	○	
		腹囲	○	
	血圧測定	収縮期血圧、拡張期血圧	○	
	肝機能検査	AST (GOT)	○	
		ALT (GPT)	○	
		γ-GT (γ-GTP)	○	
	血中脂質検査	中性脂肪	○	
		HDL コレステロール	○	
LDL コレステロール (Non-HDL コレステロール)		○		
血糖検査		空腹時血糖、(随時血糖)	■	
尿検査	尿糖	○		
	尿タンパク	○		
その 他の 健診 項目	心電図検査 (12誘導心電図)	□		
	貧血検査	赤血球数	□	
		血色素量	□	
		ヘマトクリット値	□	
		白血球数	○	
		血小板数	○	
	腎機能検査	尿酸	○	
		血清クレアチニン (e-GFR)	□	
尿検査	尿潜血	○		
血糖検査	HbA1c	■		
詳細な 健診 項目※	眼底検査 (両眼)	□		
	当該年度の特定健康診査の結果等において、血圧又は血糖が次の基準に該当した者			
	<table border="1"> <tr> <td>血圧</td> <td>収縮期 140mmHg 以上、または拡張期 90mmHg 以上</td> </tr> <tr> <td>血糖</td> <td>空腹時血糖値が 126mg/dl 以上、HbA1c (NGSP 値) 6.5%以上または随時血糖値が 126mg/dl 以上</td> </tr> </table>	血圧	収縮期 140mmHg 以上、または拡張期 90mmHg 以上	血糖
血圧	収縮期 140mmHg 以上、または拡張期 90mmHg 以上			
血糖	空腹時血糖値が 126mg/dl 以上、HbA1c (NGSP 値) 6.5%以上または随時血糖値が 126mg/dl 以上			

ただし、当該年度の特定健康診査の結果等において、血圧の基準に該当せず、かつ血糖検査の結果について確認することができない場合においては、前年度の特定健康診査の結果等において、血糖検査の基準に該当する者を含む。

情報提供

○：必須項目 □：医師の判断に基づき実施する項目 ■：いずれかの項目の実施であれば可

※詳細な健診項目：一定の判断基準の下に医師が必要と認めた場合に実施する健診項目

■独自の検査項目

推定摂取食塩量検査 (集団健診のみ)

■その他の健診

人間ドック：実施医療機関で受診した者、実施医療機関以外で受診した者についても、特定健康診査の受診をしたものとみなし、法定報告等に反映させます。

(3) 周知・案内方法

- ①特定健康診査受診対象者に、特定健康診査受診券と受診方法等を記載した案内を送付します。
- ②市広報及びホームページへの掲載、市内公共施設及び医療機関へのポスターの掲示、健康インフォメーションの配布を実施します。

(4) 受診方法

個別健診：特定健康診査受診対象者は、実施期間内に国民健康保険被保険者証と特定健康診査受診券を持参のうえ、健診実施医療機関へ直接予約し受診します。

(自己負担あり)

集団健診：申し込み専用ダイヤルにて、あらかじめ設定されている日程から受診希望日を予約します。

(5) 健診結果の通知方法

個別健診：健診結果を踏まえた医師の所見を記入し、受診勧奨判定値に該当する場合には、医療機関受診の必要性を個別に健診担当医が判断し、本人に直接説明するものとします。

集団健診：個別に健診結果を通知します。なお、受診勧奨判定値に該当する場合には、医療機関受診の必要性を個別にあわせて通知します。

(6) 事業主健診等

本市国民健康保険被保険者で労働安全衛生法に基づく事業主健診及び国保人間ドック受診者は、その結果データを本市に提出することで、特定健康診査を実施したとみなされます。ただし、特定健康診査のすべての検査項目を含んでいることが前提となります。

①事業主からの受領

事業主からの受領は現在行っていませんが、迅速かつ確実に受領できるよう、事業主健診実施責任者との連携に努めます。

②受診者本人からの受領

受診者本人からの受領を進めるため、受診案内に特定健診検査項目の情報提供用紙を案内します。

(7) 外部委託

個別健診及び集団健診を外部委託により実施します。

実施形態	内 容
個別健診	朝霞地区医師会へ委託します。 なお、契約形態は朝霞地区 4 市（朝霞市、志木市、和光市、新座市）と朝霞地区医師会による集合契約とします。
集団健診	委託基準を満たした特定健康診査実施機関より、委託先を決定します。 なお、契約形態は委託先との個別契約とします。

(8) 特定健康診査データの保管および管理方法

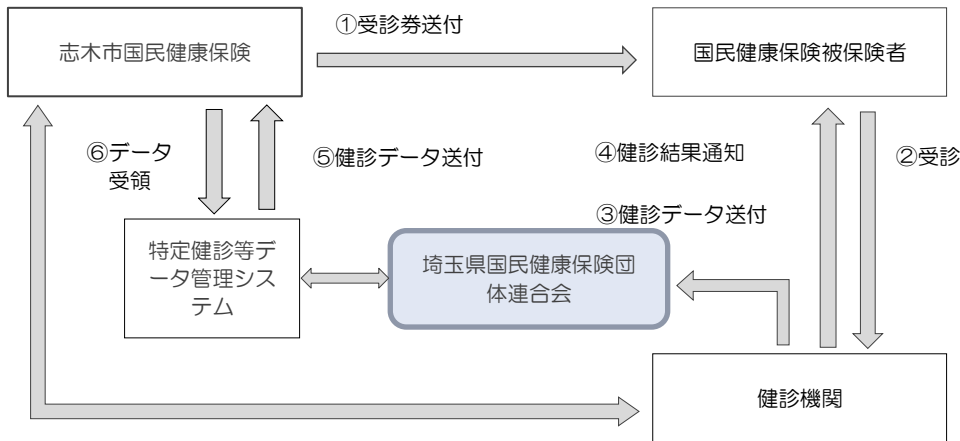
特定健康診査結果データは、埼玉県国民健康保険団体連合会に委託し、その保管および管理を行います。

特定健康診査結果は、特定健康診査を実施した医療機関が、国が定める電子標準様式で埼玉県国民健康保険団体連合会に提出し、ここで、原則 5 年間保存します。

(9) 受診率向上のための方策

新規の受診者の獲得、及び経年連続受診者数の増加に向けた方策を重点的に取り組みます。詳細については、第 4 章に記載してあります。

(10) 健診データの流れ

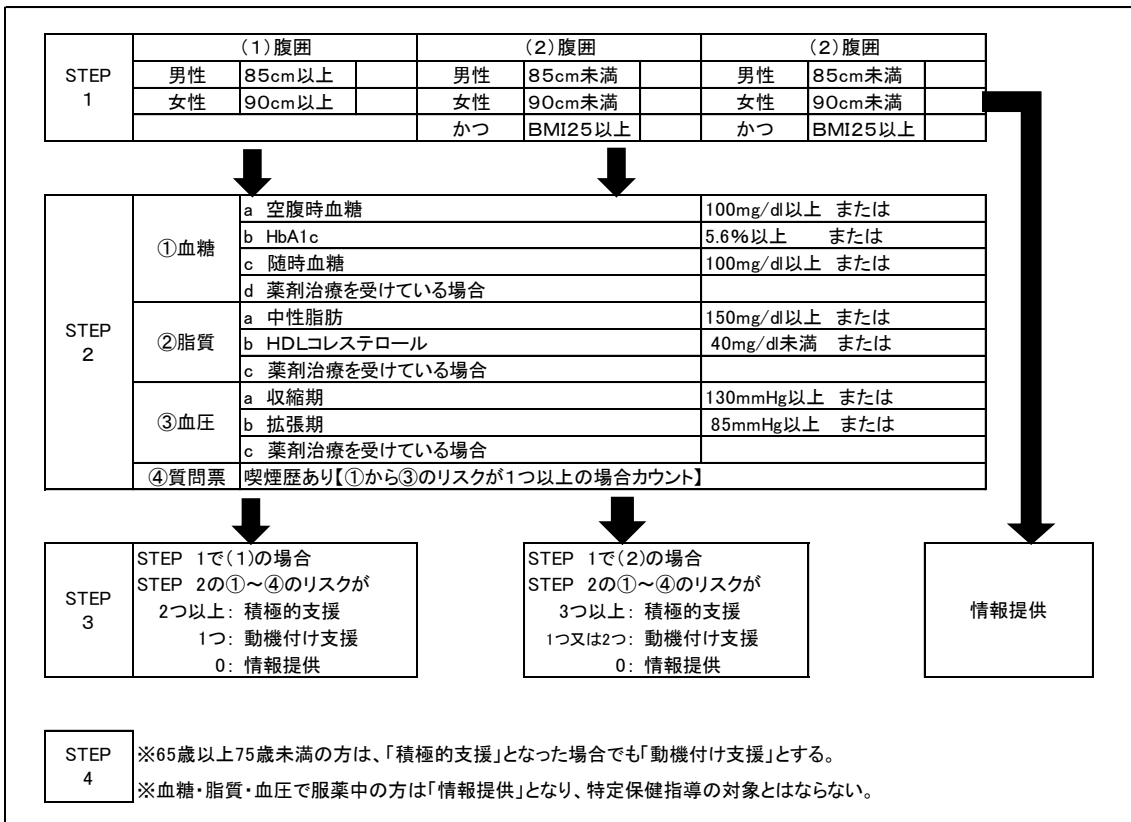


2 特定保健指導の実施方法

(1) 実施内容

特定健康診査の結果から、どの支援階層に該当するかを下記の図に従って判定し、特定保健指導案内等を送付します。

■対象者選定の方法・階層化



■動機づけ支援・積極的支援実施の内容

	動機付け支援	積極的支援
① 支援期間・頻度	面接による支援のみの原則 1 回	初回面接支援の後、3 カ月以上の継続的な支援
② 支援内容・支援形態	対象者自身の生活習慣の改善点等に気づき、自ら目標設定し、行動できるような内容とする	対象者自身の生活習慣の改善等に気づき、自ら目標設定し、行動できるような内容とする 行動計画の進捗状況に関する評価(中間評価)及び実績評価を行う
③ 面接による支援の具体的内容	1 人当たり 20 分以上の個別支援	1 人当たり 20 分以上の個別支援
④ 3 カ月以上の継続的な支援の具体的内容		支援Aのみで 180 ポイント以上 支援A(最低 160 ポイント以上)と支援Bの合計で 180 ポイント以上
⑤ 実績評価	初回面接から 3 カ月経過後、面接又は通信を利用して双方向のやりとりを行う	面接又は通信を利用して実施する双方向のやりとりを行う

(2) 外部委託

特定健康診査と同様に国の定める基準に基づき、特定保健指導委託事業者を選定し、特定保健指導の委託を実施します。

(3) 特定保健指導データの保管および管理方法

特定保健指導を実施した機関は、保健指導の実施結果を国が定める標準的な電子データファイル仕様に基づくデータファイルの形態で、志木市に提出します。

また、特定保健指導に関するデータの管理は、埼玉県国民健康保険団体連合会に委託しその保管および管理を原則 5 年間以上行います。

3 実施率向上のための方策

詳細については、第 4 章にて記載しています。

4 年間スケジュール

	個別 特定 健診	集団 特定 健診	人間 ドック	特定保健指導						特定保健指導 (次年度)			その他
4月													
5月													がん検診（翌年2月末）
6月													受診券発送
7月													
8月													
9月													法定報告
10月													
11月													前年度事業の評価 翌年度事業検討 予算編成
12月													
1月													
2月													
3月													特定保健指導広報PR
4月													
5月													
6月													前々年度の特定保健指導 対象者の評価
7月													
8月													
9月													
10月													
11月													
12月													
1月													
2月													
3月													